

坂出市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成29年12月20日
坂出市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として、明確に位置づけられた。

坂出市においては、平地と中山間地が混在しており、地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっている。平地では、稲作や野菜を中心とした土地利用型農業が盛んなことから、農地中間管理機構を中心とした担い手への農地集積・集約化に努めていく一方、中山間地では、耕作者の高齢化や鳥獣被害等により遊休農地の拡大が懸念されていることから、その発生防止・解消、担い手の確保・育成に取り組む必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)が連携し、担当区域での活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、坂出市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、平成35年度末を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (平成29年3月)	1,467ha	7.1ha	0.5%
3年後の目標 (平成32年3月)	1,447ha	6.5ha	0.4%
目 標 (平成36年3月)	1,427ha	4.3ha	0.3%

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

ア 農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況についての調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第32条第1項の規定による農地の農業上の利用の意向についての調査(以下「利用意向調査」という。)の実施については、農業委員と推進委員のチーム制により実施する。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施する。

なお、従来から行っていた違反転用の発生防止・早期発見等の農地パトロールについては、利用状況調査の時期にかかわらず適宜実施する。

イ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

ウ 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム(全国農地

ナビ)」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸し付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

既に山林・原野化し、農地への復元が困難な農地については、所有者・地域の意向及び農業振興地域整備計画や農地転用制度等との整合性を図りながら、慎重に非農地判断を検討する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (平成29年3月)	1,460ha	405ha	27.7%
3年後の目標 (平成32年3月)	1,460ha	555ha	38.0%
目 標 (平成36年3月)	1,460ha	655ha	44.9%

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」等の話し合いについて

地域における農業者等による協議の場に積極的に参加し、担い手への農地の利用集積・集約化に向けた情報提供及び利用調整に努める。

② 農地中間管理機構等との連携について

市、農地中間管理機構、JA等と連携し、農家の意向を踏まえて農地中間管理事業の活用を推進するなど、農地の利用集積に向けた掘り起こしや担い手へのあっせんに努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数(個人)
現 状 (平成29年3月)	3経営体
3年後の目標 (平成32年3月)	+7経営体
目 標 (平成36年3月)	+16経営体

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

市、県農業改良普及センター、JA等の農業関係団体と連携して参入希望者を把握し、情報提供・補助制度の紹介等、サポート体制を整えていく。

② 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者(法人を含む。)と地域・行政とのパイプ役を担うとともに、地域に定着できるよう助言・指導等に努める。